

福岡高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 相続税更正処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（福岡税務署長）
平成20年8月7日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 当初申告を下回る更正処分についての訴えの利益の有無（原審判決引用）
- (2) 本件更正処分は減額更正処分であるから、同処分の取消しを求める本件訴えは、訴えの利益を欠くとされた事例（原審判決引用）
- (3) 更正の請求によらない申告内容の錯誤無効の主張の適否（原審判決引用）
- (4) 相続財産である山林の評価誤りは、相続税申告書の別表の記載自体に客観的にみて誤りがあって、その誤りは申告書のみを精査しても発見できないのであり、一見して容易に明らかになるものとは到底いえないというべきであるから、その錯誤が客観的に明白であるとはいえないとして、納税者の錯誤無効の主張は認められないとされた事例（原審判決引用）
- (5) 法定相続人数の計算は、相続税法15条（遺産に係る基礎控除）に明確に規定されているものである上、納税者であれば容易に知り得る性格のものであることからすると、更正の請求以外の方法による是正を許さないならば、納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるとはいえないとして、納税者の錯誤無効の主張は認められないとされた事例（原審判決引用）
- (6) 一つの更正処分に減額更正部分と増額更正部分があるときは、新たに認定された課税標準事実に対応する部分（増額部分）は不利益処分としてその取消しを求める訴えの利益があるとの納税者の主張が、本件更正処分は、納税者が納付すべき相続税額について減額更正したもので、納税者が納付すべき税額を一部取り消す内容のものであるから、納税者に有利な処分であり、納税者がその取消しを求める利益はないというべきである上、課税処分は課税標準等又は税額等を数額的に確定させる処分であり、数額算定の根拠事実が異なる場合に行うものではないと解されるから、一つの課税処分について、減額更正部分と増額更正部分とを分けて訴えの利益を考えるべきであるとすることはできないとして排斥された事例
- (7) 減額更正と増額更正が別個に行われれば後者について訴えの利益があるのに、これが抱き合わせで行われれば訴えの利益がなくなるのは不合理であるし、更正の請求をして減額更正がされた後に増額更正がされた場合との均衡も欠くとの納税者の主張が、申告者には更正の請求という権利救済制度があること、国税通則法24条（更正）は、「税務署長は・・・調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。」とするに止まり、減額部分があるときはそれが判明した段階で減額更正し、増額部分があるときはそれが判明した段階で増額更正するとしているわけではないこと、他方で、職権による更正を行うに当たっては、必要な調査をすべきところ、短期間に限られた人員で大量の事務処理を行わなければならないという課税庁の実情も無視できないことからすれば、減額部分が先に判明した場合には、その部分についてまず減額更正処分を行い、その後に改めて増額更正処分を行うべきであるとはとはいえず、両者を併せて一個の処分で行うことは課税庁の裁量権の範囲内にあるというべきであり、これが不合理であるとはいえず、また、申告者に更正の請求という権利救済制度が設けられている以上、申告者がこの手続を踏んだ場合と、それを踏まない場合とを同一に論じることとも相当でないとして排斥された事例

- (8) 職権による更正制度が置かれている趣旨に照らし、本件においては速やかに減額更正がされるべきであったとの納税者の主張が、本件更正処分に対し、納税者からの更正の請求はなかったのであり、課税庁が本件更正処分に先立って減額更正すべきであったとはいえないとして排斥された事例
- (9) 本件更正処分のうち、錯誤による無効部分を除外した有効部分の額によれば訴えの利益があるとの納税者の主張が、まず、相続財産である山林の評価誤りについては、相続税申告書の記載内容と「土地・家屋名寄帳」を逐一照合しなければ、納税者主張の誤りは判明しないものと言わざるを得ないこと、また、基礎控除額の算出に当たって法定の相続人数を誤った点についても、添付された戸籍謄本と照らし合わせてこれを精査して始めて判明するものであることから、これらの錯誤が客観的に明白であったとはいえず、更正の請求によらないで無効を主張できる特段の事情があるということとはできないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 課税処分の取消訴訟における実体上の審判の対象は、当該課税処分によって確定された税額の適否であり、課税処分における税務署長の取得財産の評価等に誤りがあっても、これにより確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らなければ、当該課税処分は適法であるというべきであるところ（最高裁判所平成4年2月18日第三小法廷判決参照）、相続税については、いわゆる申告納税方式が採用されており、納付すべき税額は、原則として、納税義務者の申告によって確定されるから（国税通則法16条、相続税法27条1項）、更正処分の取消訴訟に関していえば、更正処分により納付すべきとされた税額が、申告により確定したそれを上回っていなければ、当該更正処分は、原告に不利なものとはいえないから、訴えの利益を欠くというべきであって、税額算出過程の個々の項目ごとの金額の増減は、訴えの利益の有無の判断には何ら影響しないというべきである。

なお、上記最高裁判決は、訴えの利益の有無について直接言及したものではないが、上記のとおり、課税処分によって確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らない限り、当該課税処分は適法となるのであるから、本件更正処分による税額が、本件申告によって確定した税額を上回っておらず、納税者に不利益なものでない以上、納税者としてはその適否を争うことはできないもので、本件訴えは訴えの利益を欠くというべきである。

- (2) 省略

- (3) 相続税については、納税義務者が申告の内容を誤って自己に不利なものとなっていた場合に、原則として法定申告期限から1年以内に限り、その申告に係る課税標準等又は税額等につき、更正すべき旨の請求をすることができるとされているところ（国税通則法23条）、相続税法が、いわゆる申告納税制度を採用し、かつ、国税通則法が、納税義務者が確定申告書を提出した後、一定期間内に、更正の請求をすることができるとした趣旨は、相続税の課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定させる国家財政上の要請に応じるものであり、納税義務者に対しても過当な不利益を強いるおそれがないと認めたからにはほかならない。したがって、相続税の申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法定の方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法である「更正の請求」によらないで記載内容の錯誤を主張することは、許されないものというべきである（最高裁判所昭和39年10月22日第一小法廷判決参照）。

- (4)～(9) 省略

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年11月6日判決、本資料257号-208・順号10817)

判	決
控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎
同	菅野 直樹
同	村山 博俊
同補佐人	A
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	福岡税務署長
	山本 俊男
被控訴人指定代理人	植田 浩行
同	井手上 秀文
同	福本 昌弘
同	岩浪 照美
同	三浦 博文
同	山下 誠二
同	丁野 太介
同	松本 俊一
同	右近 秀二

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第1 当事者の求めた裁判
- 1 控訴人
 - (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 処分行政庁が、控訴人に対し、平成18年2月14日付けでした乙相続にかかる相続税額を7億6610万8000円とする更正処分のうち、6億8820万0800円を上回る部分については、これを取り消す。
 - (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
 - 2 被控訴人
主文同旨
- 第2 事案の概要
- 1 事案の要旨
本件は、控訴人が行った相続税の申告に対する処分行政庁の更正処分について、処分

行政庁の土地評価額が不当に高額であるところ、そもそも上記申告には錯誤があつて、錯誤がなかった場合に申告すべき額と比較した場合には増額更正処分に当たるなどと主張して、控訴人が被控訴人に対してその取消しを求めた事案である。

2 前提事実、争点及び両当事者の主張

(1) (2)において原判決を補正し、(3)において当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1、2項に記載のとおりであるので、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決2頁12行目の「いずれも乙の配偶者の実子で、」を削除し、同13行目の「丁」の次に「(両名は、乙の配偶者の実子である。)」を、同14行目の「甲1、」の次に「甲11、」をそれぞれ加える。

イ 同頁19行目の「原告らは、」の前に「なお、本件申告に係る相続税申告書は、控訴人から依頼を受けた税理士であるAが作成している。」を、同22行目の「甲1、」の次に「乙1、」をそれぞれ加える。

ウ 同頁22行目末尾に改行の上、以下を加える。

「(3) 控訴人及びその余の乙の相続人らは、平成16年12月2日付「相続税の減額更正についての嘆願書」と題する書面(以下「本件嘆願書」という。)を、処分行政庁宛に提出し、控訴人らの取得財産の一部で山林である土地(以下「本件山林」という。)に関して評価額の誤りがあり、過大に評価していたことを理由として、処分行政庁において職権で減額の更正処分をするよう嘆願した。
(甲10)」

エ 同頁23行目冒頭の「(3)」を「(4)」と、24行目から25行目にかけての「取得財産の一部で山林である土地(以下「本件山林」という。))」を「本件山林を含め、合計18カ所」とそれぞれ改め、同26行目冒頭の「(本件土地」という。))」の次に「を含め、合計23カ所」を加える。

オ 同3頁5行目の「(4)」を「(5)」と、同12行目の「(5)」を「(6)」とそれぞれ改め、同12行目と同14行目の「審判所」をいずれも「審判所長」と改める。

(3) 当審における当事者の主張

(控訴人)

ア 一つの更正処分に減額更正部分と増額更正部分があるときは、増額更正部分について訴えの利益を認めるべきであること

本件更正処分は、一方で、本件山林の評価額過大計上分3980万4080円を減額するとともに、法定相続人数を4人として基礎控除額の過少計上分2000万円を増額することで納税額の減額をし、他方で、本件土地の評価額を1億0047万4826円増額することで納税額の増額をし、これにより控訴人の納税額を7億6610万8000円とした結果、控訴人の申告納税額8億7232万1000円を下回る減額更正となっている。

このように、本件更正処分においては、本件山林の評価額の減額及び基礎控除額の増額を内容とする減額更正と、本件土地の評価額の増額を内容とする増額更正が行われており、本件更正処分は「申告にかかる課税標準の一部又は全部の取消しと

新たな課税要件事実の認定に伴う課税標準の加算とが複合して行われ、その結果として課税標準の中味が入れ替わる場合」に当たる。このような場合には、課税標準のうち新たに認定された課税標準事実に対応する部分に関する限りは、納税者に不利益な処分であるから、その取消しを求める訴えの利益は認められるべきである。

①税務訴訟の機能には、行政の違法を是正すべき機能もあること、②減額の更正と増額の更正が別々に行われれば増額の更正について訴えの利益があるのに、これらが抱き合わせで行われれば訴えの利益がなくなるのは不合理であること、③更正の請求をして減額更正がされ、次いで増額更正がされた場合には訴えの利益があるのに、本件のように更正の請求がない場合に訴えの利益がないとするのは均衡を欠くこと、④本件において訴えの利益を認めても何ら不都合はないこと、⑤申告はもともと税務署長の処分によって容易に否定されるものであり、申告額を更正額が下回れば一律に訴えの利益がないとまで解するべきでないこと、⑥法律による行政の原理、合法性の原則の表れである、課税庁の職権による更正制度が置かれていることから正しい税額に更正すべきであること、⑦更正の請求がなかった場合でも、職権による更正制度が置かれている趣旨に照らし、少なくとも申告書に添付した資料との突き合わせで過大であることが容易に判明するとき、減額請求の職権発動を求める行為があったとき、その他課税庁において減額すべき事由の存在が判明したときは、その時点で速やかに減額更正すべきであること、以上の点からも訴えの利益は認められるべきである。

イ 本件更正処分のうち、錯誤による無効部分を除外した有効部分の額によれば訴えの利益があること

(ア) 控訴人は、本件申告に当たり、本件山林の評価額の算出において、固定資産税評価額（１９９万７１９０円）に倍率（８倍）を乗じて価額を算出すべきところ、誤って地積（６万９７２９．００平方メートル）に倍率を乗じたため、本来１５９７万７５２０円となるべき評価額の算出を５５７８万１６００円と誤った。

しかし、上記固定資産税評価額は、本件申告に当たって添付した「土地・家屋名寄帳」に記載されており、課税庁は容易に誤りに気付けたし、誤りを具体的に記載した本件嘆願書が提出された平成１６年１２月２日には誤りに具体的に気付いていた。

(イ) また、控訴人は、相続税法上の基礎控除額の算出に用いる相続人数について、乙の養子である丙、丁は乙の配偶者の実子であるから実子として計算すべきであり、基礎控除額の算出における相続人数は４人となるから（相続税法１５条２項、３項１号）、基礎控除額は９０００万円（５０００万円＋１０００万円×４＝９０００万円。相続税法１５条１項、２項）とすべきところ、丙、丁を単に養子とし、養子の数を３人と誤信したため、基礎控除額を実子１人、養子１人分として７０００万円（５０００万円＋１０００万円×２＝７０００万円）と誤って算定した。

しかし、上記乙の相続人の身分関係を示す戸籍謄本は、本件申告に当たって添付されており、課税庁は容易に気付き得た。

(ウ) 以上の、本件山林の評価額、基礎控除額の算出に用いる養子の数についての控訴人の錯誤は、客観的に明白であり、これにより納税額を異にするからその錯誤は重大であって、控訴人の利益を著しく害するものであるから、控訴人は本件申告について錯誤による無効を主張することができる。

本件申告における上記の錯誤による無効部分を除外した有効部分の額よりも更正の結果の額が大きいから、本件更正処分は納税者に不利益なもので、控訴人にはその取消しを求める訴えの利益がある。

(被控訴人)

ア 一つの更正処分に減額更正部分と増額更正部分があるときは、増額更正部分について訴えの利益を認めるべきであるとの控訴人の主張について

課税庁の調査の結果、減額する部分と増額する部分が併存する場合は当然あり得るし、減額部分については更正の請求という救済制度があることや、大量の事務処理を短期間に行うことが要請される租税行政事務の特質からすれば、両者を一括して処分を行うことが原則とされているというべきである。その結果、処分が減額更正処分である場合、減額部分を争えないという納税者の不利益は、相続税のような申告納税制度における過誤の是正については、事情に通じている控訴人こそが更正の請求の期限内に自ら是正措置をとるべきであるから、これを怠った納税者側が負担すべきものである。この場合に、増額部分のみを常に争うことができるとすれば、申告納税制度の趣旨を没却するとともに、法定の期限内に更正の請求を行おうとする納税者との間の公平を失する結果となることが明らかである。

租税法律関係の早期安定等の諸要請から、更正の請求について期間制限が設けられ、期間経過後の更正の請求が不適法であるとされていることに照らすと、控訴人主張のように、期限内に更正の請求をした場合の申告額を下回る部分にかかる訴えの利益と、本件のように更正の請求がない場合における減額更正処分についての訴えの利益を同一に論じるのは相当でない。

イ 本件更正処分のうち、錯誤による無効部分を除外した有効部分の額によれば訴えの利益があるとの控訴人の主張について

法定の期限内に更正の請求がされなかった本件においては、納税者の救済は錯誤無効理論によることになるが、本件においては、事情に通じているはずの控訴人においても更正の請求期限までに発見できなかったし、また、相続税申告書そのものには一見して計算誤り等はなく、課税庁において控訴人主張の誤りには容易に気付かなかったから、過誤が客観的に明白とはいえず、錯誤無効とすべき事情はない。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(2)】 1 当裁判所は、控訴人の本件訴えを却下した原判決は相当であると判断する。その理由
- ・ (3) は、2において原判決を補正し、3において当審における当事者の主張について判断を
 - ・ (5) 付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1、2項に記載のとおりであるので、これを引用する。

2 原判決の補正

- 【判示(1)】 (1) 原判決5頁12行目末尾に以下を加える。

「なお、上記最高裁判決は、訴えの利益の有無について直接言及したものではない

が、上記のとおり、課税処分によって確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らない限り、当該課税処分は適法となるのであるから、本件更正処分による税額が、本件申告によって確定した税額を上回っておらず、控訴人に不利益なものでない以上、控訴人としてはその適否を争うことはできないもので、本件訴えは訴えの利益を欠くというべきである。」

【判示(4)】 (2) 同7頁3行目の「記載自体に」の次に「客観的にみて」を加え、同10行目の「前記3名」を「前記2名を含む養子3名」と改める。

(3) 同7頁13行目の「当該条項」から同19行目の「ものである上、」までを削除する。

3 当審における当事者の主張について

【判示(6)】 (1) 一つの更正処分に減額更正部分と増額更正部分があるときは、増額更正部分について訴えの利益を認めるべきであるとの控訴人の主張について

ア 原判決第2の1(4)で認定したとおり、本件更正処分は、控訴人主張のように、減額更正部分と増額更正部分を含むものである。控訴人は、このような場合には、新たに認定された課税標準事実に対応する部分（増額部分）は不利益処分としてその取消しを求める訴えの利益がある旨主張する。

しかし、原判決の説示するとおり、課税処分の取消訴訟における実体上の審理の対象は、当該課税処分によって確定された税額の適否であり、確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回らない限り、当該課税処分は適法であると解されるところ、本件更正処分は、控訴人が納付すべき相続税額について、本件申告にかかる相続税額8億7232万1000円を7億6610万8000円と減額更正したもので、控訴人が納付すべき税額を一部取り消す内容のものであるから、控訴人に有利な処分であり、控訴人がその取消しを求める利益はないというべきである。

相続税については、申告納税方式が採用されているところ（相続税法27条1項）、申告納税方式による場合の納付すべき税額は、原則として申告により確定し、申告がない場合又は申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていない場合その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定するものであり（国税通則法16条）、この税務署長の処分は、その調査により、相続税申告書に係る課税標準等（同法2条6号イからハまでの事項）又は税額等（同号ニからヘまでの事項。同法19条1項）を更正又は決定するものであるから（同法24条ないし29条）、課税処分は課税標準等又は税額等を数額的に確定させる処分であり、数額算定の根拠事実が異なる場合に行うものではないと解される。したがって、控訴人主張のように、一つの課税処分について、減額更正部分と増額更正部分とを分けて訴えの利益を考えるべきであるとはできない。

【判示(7)】 イ 控訴人は、減額更正と増額更正が別個に行われれば後者について訴えの利益があるのに、これらが抱き合わせで行われれば訴えの利益がなくなるのは不合理であるし、更正の請求をして減額更正がされた後に増額更正がされた場合との均衡も欠く旨主張する。

国税通則法24条にいう税務署長の調査は、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味すると解されるところ、このような調査の結果として、減額する部分と増額する部分が併存することは当然あり得るところである。同法は、納税申告書に記載した課税標準等又は税額等に誤りがあり、納付すべき税額が過大であるとき等の場合には、納税申告書を提出した者は、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、更正をすべき旨の請求をすることができるとした上、税務署長に対し、これに対する応答義務を課しているから（同法23条）、法は、第一次的には申告者からの更正の請求を待って税額の是正を図るものとしているといえることができる。このように、申告者には更正の請求という権利救済制度があること、また、国税通則法24条は、「税務署長は・・・調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。」とするに止まり、減額部分があるときはそれが判明した段階で減額更正し、増額部分があるときはそれが判明した段階で増額更正するとしているわけではないこと、他方で、職権による更正を行うに当たっては、必要な調査をすべきところ、短期間に限られた人員で大量の事務処理を行わなければならないという課税庁の実情（弁論の全趣旨によって認める。）も無視できないことからすれば、減額部分が先に判明した場合には、その部分についてまず減額更正処分を行い、その後に改めて増額更正処分を行うべきであるとまではいえず、両者を併せて一個の処分で行うことは課税庁の裁量権の範囲内にあるといえるべきであり、これが不合理であるとはいえない。申告者に更正の請求という権利救済制度が設けられている以上、申告者がこの手続を踏んだ場合と、それを踏まない場合とを同一に論じることも相当でないといえるべきである。

【判示(8)】

ウ 控訴人は、職権による更正制度が置かれている趣旨に照らし、本件においては速やかに減額更正がされるべきであったとも主張するが、本件更正処分に対し、控訴人からの更正の請求はなかったものであり、上記イで説示したところによれば、処分行政庁が本件更正処分に先立って減額更正すべきであったとはいえない。

エ その他控訴人が主張するところを考慮しても、本件更正処分のうちその増額更正部分については訴えの利益があるとはできない。控訴人の主張は採用できない。

【判示(9)】

(2) 本件更正処分のうち、錯誤による無効部分を除外した有効部分の額によれば訴えの利益があるとの控訴人の主張について

ア 証拠（甲1、10、12、26）によれば、控訴人は、本件申告に当たり、本件山林の評価額の算出において、固定資産税評価額（199万7190円）に倍率（8倍）を乗じて価額を算出すべきところ、地積（6万9729.00平方メートル）に倍率を乗じたため、本来1597万7520円となるべき評価額の算出を5578万1600円としたこと、上記固定資産税評価額は、本件申告に当たって控訴人が添付した福岡市の「土地・家屋名寄帳」に記載されていたこと、控訴人が平成16年12月2日に課税庁に提出した本件嘆願書には、控訴人が上記のように誤った旨が記載されていたことが認められる。

また、原判決第2の1(1)、(2)の事実及び証拠（甲1、11、26）によれば、乙の相続人である控訴人（実子）、養子である丙、丁、戊のうち、丙、丁は乙の配

偶者の実子であること、したがって、丙、丁については、相続税の基礎控除額の算出にあたっては実子とみなされることになり、基礎控除額の算出における相続人数は4人となるから（相続税法15条2項、3項1号）、基礎控除額は9000万円（5000万円＋1000万円×4＝9000万円。相続税法15条1項、2項）とすべきところ、丙、丁を単に養子とし、養子の数を3人としたため、基礎控除額を実子1人、養子1人分として7000万円（5000万円＋1000万円×2＝7000万円）と算定したこと、本件申告の相続税申告書には、上記乙の相続人の身分関係を示す戸籍謄本が添付されていたこと、処分行政庁は、平成17年6月に本件申告についての税務調査を開始し、控訴人は、開始初日に調査担当官から法定相続人の人数は4人が正しいとの指摘を受けたことが認められる。

イ しかし、まず、本件山林関係の錯誤についていえば、本件申告の相続税申告書それ自体に誤記、誤算等の誤謬があるわけではないこと、乙の財産は多数の項目からなる上、その数も膨大であること（原判決第3の2(1)）、控訴人が添付した「土地・家屋名寄帳」には、福岡市のほか、 町、 区の分もあったこと（甲26）からすれば、相続税申告書の記載内容と「土地・家屋名寄帳」を逐一照合しなければ、控訴人主張の誤りは判明しないものと言わざるを得ないから、本件申告時点において、本件山林の評価の誤りが客観的に明白であるとはいえない。

もっとも、本件山林の評価額についての誤りを具体的に記載した本件嘆願書が提出された平成16年12月2日ころには、処分行政庁は、本件山林の評価額についての控訴人の誤りに気付いたということができるが、そのことから錯誤が客観的に明白であるということとはできないし、本件申告に係る相続税申告書が専門家である税理士によって作成されていることに照らせば、これをもって、法定の是正方法である更正の請求によらないで無効を主張できる特段の事情があるということとはできない。

また、基礎控除額の算出に当たって法定の相続人数を誤った点については、本件山林の評価額の場合と同様、相続税申告書それ自体に誤謬があるわけではなく、添付された戸籍謄本と照らし合わせてこれを精査して始めて判明するのであるから、錯誤が客観的に明白であったとは言い難い。のみならず、仮に錯誤が客観的に明白であったと解する余地があるとしても、原判決の説示するとおり、法定相続人数の算定方法は相続税法15条に明確に規定されているものである上、乙の養子が配偶者の実子であるか否かは、事情に通じているはずの控訴人が容易に知り得る性格のものであることや、相続申告書は控訴人から依頼を受けた専門家である税理士が作成していることに照らせば、本件において、更正の請求によらないで無効を主張できる特段の事情があるということとはできない。

ウ 以上によれば、控訴人主張の錯誤を理由に本件更正処分取消しの訴えの利益があるとはいえない。

4 よって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判官 前川 高範
裁判官 伊藤 由紀子